

事 務 連 絡
平成20年6月3日

都道府県後期高齢者医療制度主管課（部）御中
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局御中

厚生労働省保険局
総務課高齢者医療企画室

長寿医療制度の保険料軽減に係る与党PTにおける取りまとめについて

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の施行につきましては、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、長寿医療制度については、先日来、与党プロジェクトチームにおいて、その運用面での改善について検討が重ねられてきたところですが、本日、別添の内容により、対策の第1弾として、低所得者の保険料の軽減対策に係る取りまとめが行われましたので、取り急ぎ送付いたします。

今後、与党内の手続きを経て、政府において対応を検討していくこととしており、おってその詳細についてお知らせいたします。

本事務連絡につきましては、お手数ですが、都道府県後期高齢者医療制度主管課（部）より管内市区町村にお知らせいただくようお願いいたします。

なお、取りまとめ内容について、以下のとおり補足いたします。

※ 取りまとめ内容についての補足

- ① 均等割については、平成20年度の当面の措置として、7割軽減に該当する方は8.5割軽減とし、保険料の還付事務はできる限り生じない措置を講ずることとされています。
- ② 所得割に係る平成20年度の軽減措置については、システム改修等の事情から間にあわない自治体におかれては、平成20年度は実施しないこともできるとされています。

長寿医療制度における保険料の軽減について

(21年度以降の対策)

- ① 7割軽減世帯のうち、長寿医療制度の被保険者の全員が年金収入80万円以下(その他の各種所得はない)の世帯について9割軽減とする。
- ② 所得割を負担する方のうち、所得の低い方(具体的には、年金収入153万円から210万円程度までの被保険者)について、所得割額を50%程度(※所得に応じて軽減率を変えることも検討)軽減する措置を講ずる。(具体的な基準の設定については広域連合に委ねる)
- ③ このような措置を講じてもなお保険料が上昇し、これを支払うことができない特別の事情がある者については、広域連合条例に基づく個別減免を行うことも含め、市町村においてよりきめ細かな相談を行える体制を整備する。

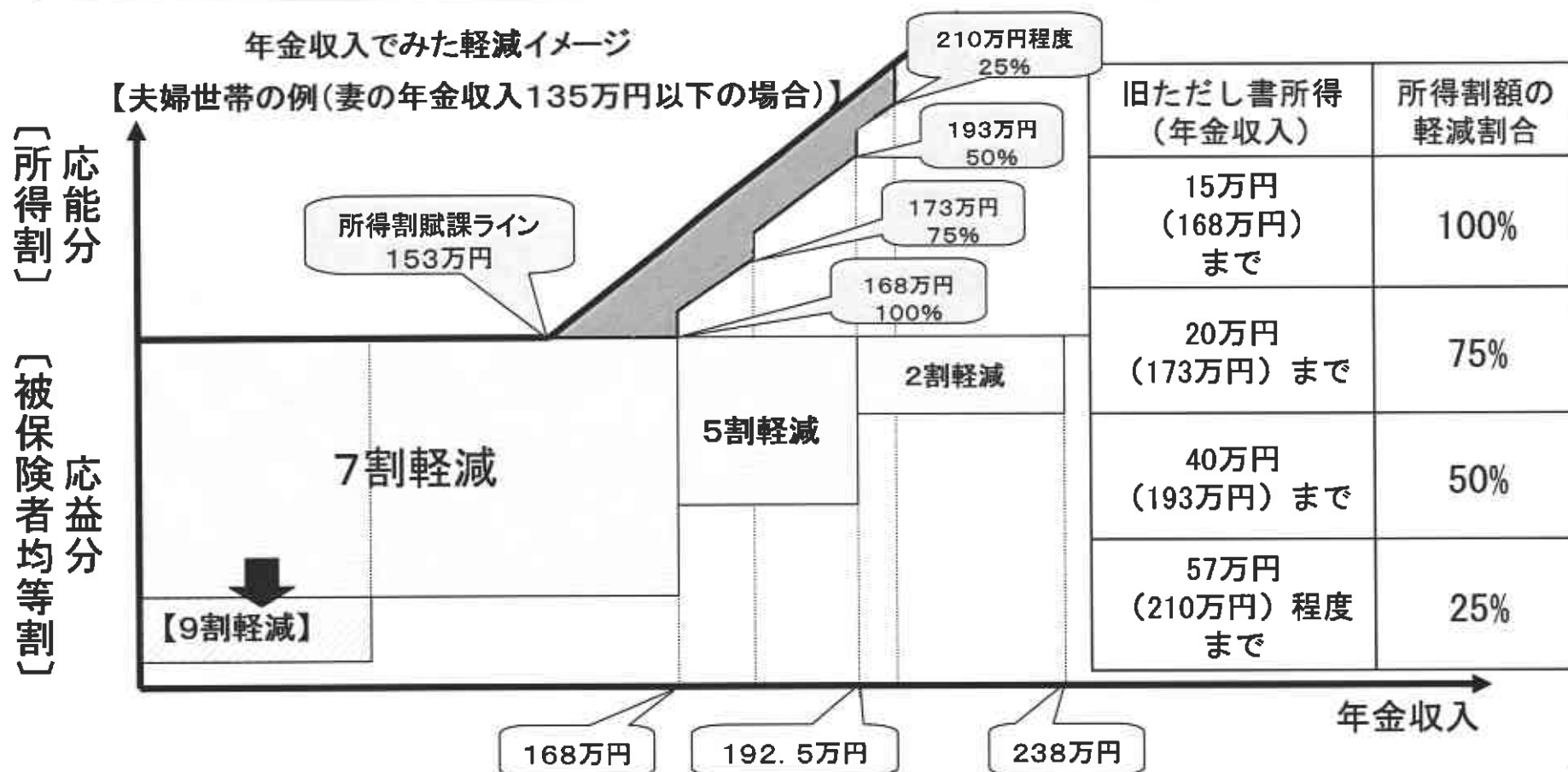
(20年度における当面の対策)

- ① 21年度までの措置として、20年度については、7割軽減世帯のうち8月まで年金から支払っている方については、10月からは保険料を徴収しないこととする。なお、7割軽減世帯で納付書等で納めていただく方についても、同等の軽減措置を講ずる。(8. 5割軽減。月額保険料は全国平均で約1,000円→約500円)
- ② 上記②の所得層について、平成20年度は、原則一律50%軽減とする。(20年度に実施するかどうかは、広域連合に委ねる)

(注)システム改修経費が別途必要。

平成21年度の対応

- ① 7割軽減世帯のうち、長寿医療制度の被保険者の全員が年金収入で80万円以下（その他の各種所得はない）の世帯について9割軽減とする。
- ② 所得割を負担する方のうち、所得の低い方（具体的には、年金収入153万円から210万円程度までの被保険者）について、所得割額を50%程度（※所得に応じて軽減率を変えることも検討）軽減する措置を講じる。
- ③ このような措置を講じてもおお保険料が上昇し、これを支払うことができない特別の事情がある者については、広域連合条例に基づく個別減免を行うことも含め、市町村においてよりきめ細かな相談を行える体制を整備する。



平成20年度の対応

- ① 21年度までの措置として、20年度については、7割軽減世帯で8月まで年金から支払っている方については、10月からは保険料を徴収しないこととする。なお、7割軽減世帯で納付書等で納めていただく方にも同等の軽減措置を講ずる。（8.5割軽減。月額保険料は、全国平均で約1,000円→約500円）
- ② 所得割を負担する方のうち、所得の低い方（具体的には、年金収入153万円から210万円程度までの被保険者）については、平成20年度は、原則一律50%軽減とする。

